

# 令和7年度

## 「小口・緊急修繕工事店」 （廃棄物処理業種）

### 追加募集のご案内

|         |                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 申 込 期 間 | 令和7年10月1日（水）～令和7年12月26日（金）                                                    |
| 申 込 方 法 | 郵送での申込み（令和7年12月26日当日消印有効）                                                     |
| 郵 送 先   | 〒150-8322<br>東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号 コスモス青山5階<br>東京都住宅供給公社「令和7年度小口・緊急修繕工事店 追加募集担当」 |
| お問い合わせ先 | 東京都住宅供給公社 住宅営繕部 営繕工務課 営繕工務係<br>電話03（3409）2261代（内線341～345）                     |
| 問い合わせ時間 | 9時～12時、13時～17時（土・日・祝日はのぞく）                                                    |

東京都住宅供給公社

## 注意事項

- このご案内は、廃棄物処理業種に新規でお申込みいただく方用です。  
建築（建築・あき家、建築・あき家・土木）業種、管業種及び電気業種をお申込みになる方は、『令和7年度「小口・緊急修繕工事店」（建築、管、電気業種 一部エリア）追加募集のご案内』をご覧ください。
- このご案内をお読みいただき、申込書に必要事項を記入の上、添付書類とあわせて、申込期間内に所定の郵送先まで送付してください。
- 申込受付は、令和7年12月26日（当日消印有効）となります。
- 申込期間を超えてからのお申込みは、無効となります。
- 直接ご持参でのお申込みは、受け付けておりません。
- 現在「令和7年度小口・緊急修繕工事店契約」を締結している方は、申し込むことはできません。

## 令和7年度「小口・緊急修繕工事店」（廃棄物処理業種）追加募集のご案内

東京都住宅供給公社（以下、「公社」といいます。）は、居住者が退去した住宅及び住宅敷地内等に家財などが残置されているもの（以下「残置物」といいます。）を、迅速かつ適切に処理するため、令和7年度「小口・緊急修繕工事店（廃棄物処理業種）」を追加募集します。

廃棄物処理業種の小口・緊急修繕工事店（以下「工事店」といいます。）の業務は、自治体ごとの仕分方法、搬入方法等の基準を遵守し、公社が指示する期間内に業務を完了していただく必要があります。また、業務の実施に当たっては、隣接する住戸に居住する方や自治会の役員の方々等への説明等、直接対応していただく必要もありますので、丁寧な対応が重要となります。

工事店契約に当たっては、申込者の施工実績や施工体制等の資格要件を審査し、迅速かつ適切に業務を行うことのできる事業者を選定します。

工事店契約をご希望される方は、この募集案内をよくお読みいただき、内容をご理解・ご承諾のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

### 1 契約期間

申込月の翌々月1日（予定）から令和8年6月30日まで

### 2 募集業種、募集予定数等

#### （1）工事店契約の概要

- ① 今回募集する業種は、「廃棄物処理業種」の工事店です。
- ② 1事業者で、一般廃棄物収集運搬業許可を受けている自治体のうち、対応可能な自治体を複数申込みができます。
- ③ 令和7年度小口・緊急修繕工事店の他の業種に申込みされている方でも、廃棄物処理業種への申込みは可能です。

#### （2）募集数

若干名

### 3 業務内容

工事店の業務内容は、次のとおりです。

排出事業者は公社となります。

#### (1) 残置物の分別・搬出

住戸内の残置物や敷地内の不法投棄物などを事業系一般廃棄物及び産業廃棄物並びに廃家電等に分別し、分別した廃棄物を収集運搬車まで搬出します。

#### (2) 残置物の事業系一般廃棄物処理

現場から各自治体または清掃事務組合の清掃工場まで運搬し、清掃工場へ事業系一般廃棄物としての処理依頼をします。

#### (3) 残置物の産業廃棄物処理

現場から中間処理場まで運搬し、中間処理への処理依頼をします。

#### (4) 廃家電・二輪車のリサイクル処理等

残置物に廃家電及び二輪車があった場合に、リサイクル処理費を納入（廃家電のみ）の上指定場所まで運搬し、リサイクルの処理依頼をします。

#### (5) 古紙リサイクル

残置物にリサイクル可能な古紙があった場合に、古紙回収事業者等へ持ち込み、リサイクルの処理依頼をします。

#### (6) その他リサイクル

各自治体の分別方法により、リサイクル処理が指定されている場合はその方法によって処理します。

### 4 申込み資格要件

申込みには、申込みの時点において、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

#### (1) 公社の競争入札参加資格登録の「廃棄物処理業種」に登録をしていること。

※ 申込みの時点で競争入札参加資格登録をお持ちでない方は、申込みの時点で「令和7・8・9年度物品・委託業種競争入札参加資格登録申請」が済んでいれば、工事店契約の申込みを受け付けます。

#### (2) 競争入札参加資格登録をしている本支店等が、東京都内に所在していること。

#### (3) 競争入札参加資格登録している本支店等において、次の業務執行体制が整っていること。

- ① 現場担当者を有し、その者が実際に業務の監督を行うことができること。

- ② 公社の営業時間中、公社との連絡体制が確保されること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令(以下「廃棄物処理法等」といいます。)に規定されている一般廃棄物収集運搬業許可及び産業廃棄物収集運搬業許可を取得していること。
- ① 一般廃棄物収集運搬業許可は、東京都内の区、市または町のもものが対象となります。
- ② 産業廃棄物収集運搬業許可は、東京都及び中間処分場が所在する自治体のもものが対象となります。
- ③ 一般廃棄物収集運搬業許可については、「普通ごみ」あるいは「普通ごみ」に相当する種別の許可を受けていることが必要です。「道路・公園ごみ」のみの許可など「普通ごみ」が含まれていない場合は、お申込みできません。
- ④ 産業廃棄物収集運搬業許可については、廃プラスチック、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くずの品目の許可を取得していることが必要です。
- ⑤ 一般廃棄物収集運搬業許可または産業廃棄物収集運搬業許可のどちらか一方の許可しか取得していない方は、お申込みできません。
- (5) 産業廃棄物処分業許可(中間処理)を所持していない方は、別途産業廃棄物処分業許可(中間処理)を所持している事業者(以下「中間処分業者」といいます。)の推薦ができること。
- ※ 産業廃棄物処分業許可(中間処理)については、廃プラスチック、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず等の品目の許可を取得していることが条件となります。
- ※ 産業廃棄物処分業(中間処理)の許可を取得している方でも、上記品目等の全ての許可が揃っていない方は、不足する品目の許可を取得している中間処分業者の推薦が条件となります。
- ※ 工事店契約締結にあたっては、廃棄物処理法等に則り、別途公社と収集運搬業者(工事店)、及び公社と中間処分業者とで、それぞれ産業廃棄物処理委託契約書を締結します。
- (6) 返還された住戸及び住宅敷地内等で残置物の分別を行い、搬出ができること。
- (7) 廃棄物処理法等に規定されている産業廃棄物管理票(マニフェスト)を適正に処理できること。
- ※ 公社では、電子マニフェストシステムの使用が望ましいと考えています。
- (8) 「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報保護の措置を講じることができること。
- ※ 採用予定者の方については、工事店契約締結の際に「個人情報の適切な取扱いについての誓約書」を提出していただきます。様式については工事店契約締結時に配付しますが、内容は公社ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。  
(<https://www.to-kousya.or.jp/keiyaku/kakushuyosiki/index.html>)

(9) 東京都住宅供給公社暴力団等排除措置要綱における排除措置対象者でないこと。

※ 採用予定者の方については、工事店契約締結の際に「暴力団等反社会勢力でないこと等に関する表明・確約書」を提出していただきます。様式については工事店契約締結時に配付しますが、内容は公社ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

(<https://www.to-kousya.or.jp/keiyaku/kakushuyosiki/index.html>)

(10) 安全管理を適正に行うことができること。

(11) 上記のほか、法令等により許可・資格・届出等が義務付けられているものについては、当然にその許可等を有していること。

※ 今後の申込み資格要件として、「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度」による第三者評価を加えることを検討しています。

(12) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）への加入業者であること。ただし、適用除外対象事業者は除く。

## 5 申込ができない方

(1) 「4 申込み資格要件」を満たしていない方、または次の各項目のいずれかに該当する方は、工事店への申込みができません。

また、後日、これらに該当することが明らかになったときは、その時点で申込みの取り消しまたは契約の解除を行います。

① 東京都住宅供給公社暴力団排除措置要綱における入札等排除措置を受けている方

② 過去1年間（申込日以前の1年間）において、工事店の業務の遂行が、著しく不良である者（正当な理由がなく工事の受注を拒んだ場合を含む。）で、工事店契約を解除された方

③ 過去1年間（申込日以前の1年間）において、東京都住宅供給公社小口・緊急修繕工事店制度要綱第19条により工事店契約を解除された方

(2) 法人の代表者または役員が、同一業種の他の法人の代表者または役員を兼ねているときは、その中の一法人しか申込みできません。

(3) 申込み後において、これに反する事実が明らかになったときは、その時点で申込みの取り消しまたは契約の解除を行います。

## 6 申込書類等

申込みをされる方は、下記の要領で申込書及び添付書類を提出してください。

また、申込書及び添付書類は控えを取り、選定結果が通知されるまで保管してください。

### (1) 申込書（公社様式：3枚あります）

- ① 記入例を参考にして必要事項を記入してください。
- ② 申込み地域は、一般廃棄物収集運搬業許可を受けている自治体（区・市・町）のうち、業務の実施が可能な自治体を選択して○をつけてください。（複数選択可）

### (2) 添付書類

申込みには、次の①～⑨の添付書類が必要です。申込書に添えて提出してください。添付書類の提出がない場合には、失格となります。

- ① 現場担当者が、申込みをされる会社（法人）に所属する社員である証明書として、「雇用保険被保険者証の写し」、「健康保険被保険者証の写し」または「住民税特別徴収税額通知書の写し」等公的機関の証明書
  - ※ 会社名と現場担当者名の入っている公的機関の証明書であれば、例示の証明書以外のものでも構いません。
  - ※ 現場担当者が役員あるいは代表取締役就任に就いている方で、上記の証明書が添付できない場合は、会社の「現在事項全部証明書」を添付してください。
  - ※ 「後期高齢者医療被保険者証」には会社名が記載されていないので、証明書として使用できません。
  - ※ 公的機関の証明書に会社名と施工責任者氏名以外の情報（住所、電話番号、マイナンバー、保険証の記号・番号等）が記載されている場合には、見えないようマスキングの上ご提出ください。
- ② 最新の「一般廃棄物収集運搬業許可証の写し」（申込書の「申込み地域」で○を付けた区、市または町のものすべて）
- ③ 「産業廃棄物収集運搬業許可証の写し」（東京都及び中間処分場が所在する自治体のもの）
  - ※ 中間処分場が所在する自治体の許可証は、中間処分場が東京都外の場合にのみ必要となります。
- ④ 産業廃棄物処分業許可をお持ちの方は、「産業廃棄物処分業許可証の写し」
- ⑤ 産業廃棄物処分業許可をお持ちでない方は、「推薦する予定の中間処分業者の産業廃棄物処分業許可証の写し」
- ⑥ 「施工実績・施工体制等調書（廃棄物処理）」（公社様式：4枚あります）
- ⑦ 「施工実績・施工体制等調書（廃棄物処理）」に指定されている、「記載内容を証明する書類」

⑧ 返信用の小包（レターパックプラス）専用封筒 1枚を同封してください。

- ※ 必要書類の送付に使用します。
- ※ 小包（レターパックプラス）専用封筒は、郵便局にて600円で購入できます。
- ※ 同封する小包（レターパックプラス）専用封筒の「お届け先」欄には、住所・会社名・担当部署・電話番号を記入して下さい。（なお、封筒は折り曲げて結構です。）
- ※ 「お届け先」は申込書に記入した住所でなくても構いませんが、「レターパックプラス」は対面での配達となるため、確実に受け取れる住所を記入してください。
- ※ 小包（レターパックプラス）専用封筒下部にあるシールは、剥がさないようにしてください。
- ※ 旧料額のレターパックを利用する場合は、600円との差額分の切手を貼ってご利用ください

⑨ 「小口・緊急修繕工事店契約（廃棄物処理業種）申込時の提出書類チェックリスト」

- ※ チェックリストの記入担当者には、内容等について問い合わせさせていただく場合がございますので、実際に申込書を記入した方の名前を記入してください。

申込時に提出していただいた個人情報については、小口・緊急修繕工事店契約の審査・手続・事務連絡のみに使用します。その他詳細については、公社HP「個人情報の取扱いについて」をご確認ください。

（３）申込書類の提出方法

申込書類は、次のとおり、申込期間内に郵送してください。

- ① 申込期間：令和7年10月1日（水）～令和7年12月26日（金）
- ② 申込方法：郵送による申込み（令和7年12月26日消印有効）
  - ※ 必ず簡易書留等の配達された記録の残るもので郵送してください。
  - ※ 申込書に必要事項を記入の上、添付書類とあわせて発送してください。
  - ※ 申込期間を超えてからのお申込みは、無効となります。
  - ※ 一旦提出された申込書類については、原則として変更・差し替え等はありません。
  - ※ 直接ご持参でのお申込みは、受け付けておりません。
- ③ 郵 送 先：〒150-8322  
東京都渋谷区神宮前5丁目53番地67号 コスモス青山5階  
東京都住宅供給公社「令和7年度小口・緊急修繕工事店 追加募集担当」

## 7 契約方法

工事店の契約は、次のとおり行います。

- (1) 申込書類等により申込者の資格要件を審査します。
- (2) 審査の結果は、申込者全員に電子メールで通知します。
  - ※ 審査結果は、申込月の翌月15日頃（予定）にお送りします。
  - ※ 合否の結果に関するお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。
- (3) 審査合格者を採用予定者とします。採用予定者を対象に、公社が別に定める単価に同意された方と工事店契約を締結します。
- (4) 工事店契約とは別に、廃棄物処理法等に則り、次の契約を締結します。

① 一般廃棄物：公社と収集運搬業者（工事店）とで、一般廃棄物の収集運搬に関する契約を締結します。

② 産業廃棄物：公社と収集運搬業者（工事店）、及び公社と中間処分業者とで、それぞれ廃棄物処理委託契約を締結します。

※委託契約を締結する必須の品目は、廃プラスチック、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず等、混合廃棄物の4品目とします。

※必須の4品目以外の廃棄物が発生した場合には、工事店と中間処分業者が許可を所持し、契約に同意いただける方と、廃棄の都度許可の範囲で委託契約を締結することがあります。

【参考】過去に契約したことがある品目

（産業廃棄物）燃え殻・石綿含有産業廃棄物・水銀使用製品  
産業廃棄物

（特別管理産業廃棄物）廃油・廃酸・廃アルカリ・感染性産業廃棄物・廃石綿等

追加で委託契約を締結する品目の運搬費及び処分費は、廃棄物処理委託契約の締結時に協議の上決定します。

③ 廃家電及び2輪車リサイクル：

廃家電と2輪車を、指定引き取り場所まで収集運搬する処理委託契約を締結します。

- (5) 契約手続きに関しては、あらためて公社からご連絡します。
- (6) 契約期間は、申込月の翌々月1日（予定）から令和8年6月30日までとなります。
- (7) 申込みから契約までのスケジュールは下記のとおりです。

|            |         |
|------------|---------|
| 申込書受付期間    | 毎月1日～末日 |
| 審査・契約手続き期間 | 翌月1日～末日 |
| 契約日        | 翌々月1日   |

(8) 採用予定者が次の各項目に該当する場合、原則として該当期間中は契約を締結しません。

- ① 「5 申込みができない方」の各号に該当する方
- ② 公社職員に対する贈賄を理由として、東京都住宅供給公社競争入札参加登録業者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止期間中であるなど、指名から除外する期間中である方又は当該期間満了後3年を経過しない方
- ③ ②以外の理由で東京都住宅供給公社競争入札参加登録業者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止期間中であるなど、指名から除外する期間中である方
- ④ 東京都において指名の制限（指名停止を含む）、競争入札参加禁止又は排除措置期間中である方

## 8 契約単価について

採用予定者を対象に、公社が別途定める令和7年度単価に同意された方と工事店契約を締結します。

以下は、参考として、令和7年度の主な単価です。

### （参考）令和7年度契約単価

基本労務費は、次のとおりです。（1人工あたり）

| 基本労務費    | 金額（円）  |
|----------|--------|
| 廃棄物処理営繕工 | 33,100 |

※一般廃棄物の処理費は、各自治体の定める金額をお支払いします。

※家電リサイクル料金は、RKC 一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センターが公表している料金をお支払いします。

## 9 工事の発注

工事店への発注は、次のとおり行います。

(1) 各自治体を受け持つ小口発注窓口センターから「修繕発注書」により発注します。

※ 各自治体を受け持つ小口発注窓口センターについては、表1「小口発注窓口センター一覧」をご参照ください。

※ 契約後、インターネットを利用した工事店支援システムを提供します。このシステムを使用する場合には、個人情報の登録が必要となります。

(2) 業務の検査については、業務関係書類及び現場又は写真での確認とします。

(3) 発注量は、契約区域のあき家発生量等により、各工事店の間で必ずしも一樣になりますので、あらかじめご了承ください。特に業務の実施状況が不良な場合には、口頭または書面により指導または注意を行い、発注量を減らすことがあります。

(4) 工事店が「7 契約方法」の(8)の各号に該当する場合、その停止期間中は発注を行いません。

- (5) 工事店からの申し出があった場合、及び工事店が小口・緊急修繕工事店制度要綱第19条に該当する可能性があり特に必要と認められる場合は、発注を停止することがあります。

【表 1】 小口発注窓口センター一覧

| 業務を行う自治体                                                                       | 小口発注<br>窓口センター |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 台東区、荒川区、墨田区、江東区                                                                | 亀戸<br>窓口センター   |
| 千代田区、中央区、港区、品川区、大田区                                                            | 大井町<br>窓口センター  |
| 葛飾区、江戸川区                                                                       | 新小岩<br>窓口センター  |
| 足立区                                                                            | 西新井<br>窓口センター  |
| 豊島区、板橋区、文京区、北区、練馬区                                                             | 目白<br>窓口センター   |
| 新宿区、中野区、杉並区、渋谷区、世田谷区、目黒区、三鷹市、小金井市、武蔵野市                                         | 新宿<br>窓口センター   |
| 立川市、国分寺市、国立市、福生市、羽村市、昭島市、青梅市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町、八王子市（多摩ニュータウンを除く地域）、日野市、あきる野市、奥多摩町 | 立川<br>窓口センター   |
| 小平市、西東京市、東久留米市、東村山市、清瀬市                                                        | 小平<br>窓口センター   |
| 府中市、調布市、狛江市、八王子市（多摩ニュータウン地域）、多摩市、稲城市                                           | 府中<br>窓口センター   |
| 町田市                                                                            | 町田<br>窓口センター   |

《記入例》

7ケタの番号を記入(電子入札システムにログインする際のID番号)

《追加申込書》

令和7年度 小口・緊急修繕工事店 申込書

令和 7 年 10 月 1 日

ログインID(受付番号) 00000000

|                       |                                 |                              |                                   |
|-----------------------|---------------------------------|------------------------------|-----------------------------------|
| 申込業種                  | 廃棄物処理                           | 希望エリア                        | 共通工事店                             |
| ふりがな<br>(会社名・支店・営業所名) | 〇〇〇〇〇〇 かぶしきがいしゃ<br>株式会社         | ふりがな<br>登録代表者・代理人<br>(役職・氏名) | だいひょうとりしまりやく 〇〇 〇〇<br>代表取締役 〇〇 〇〇 |
| ふりがな                  | しぶやぐじんぐうまえ〇-〇-〇                 |                              |                                   |
| 所在地                   | 渋谷区神宮前〇-〇-〇                     |                              |                                   |
| 現場担当部署・現場担当者          | 営業又は事務担当者名                      | 電話番号                         | FAX番号                             |
| 工事部 〇〇 〇〇             | 総務部 〇〇 〇〇                       | 00-0000-000                  | 00-0000-000                       |
| インボイス登録番号<br>※1       | T 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 号 | メールアドレス<br>※2                | abc @ aaa.ne.jp                   |

修繕担当部署、  
担当者名を記入

インボイス番号を  
記入してくださ  
い。  
インボイス番号を  
持っていない方  
は、番号記入欄  
に斜線を引いてく  
ださい。

※1 インボイス登録番号の有無は、選定に影響はありません。  
※2 競争入札参加資格登録の際に契約課に届け出ているメールアドレスを記入してください。こちらに記入されたメールアドレス宛に選定結果通知等をお送りします。メールアドレスを記入してください。こちらに記入されたメールアドレス宛に選定結果通知等をお送りします。

| 申し込み地域      |      |      |       |      |      |     |     |      |       |     |      |     |       |      |
|-------------|------|------|-------|------|------|-----|-----|------|-------|-----|------|-----|-------|------|
| 窓口センター      | 行政区  |      |       |      |      |     |     |      |       |     |      |     |       |      |
| 亀戸窓口センター管内  | 台東区  | 荒川区  | 墨田区   | 江東区  |      |     |     |      |       |     |      |     |       |      |
| 大井町窓口センター管内 | 千代田区 | 中央区  | 港区    | 品川区  | 大田区  |     |     |      |       |     |      |     |       |      |
| 新小岩窓口センター管内 | 葛飾区  | 江戸川区 |       |      |      |     |     |      |       |     |      |     |       |      |
| 目白窓口センター管内  | 豊島区  | 板橋区  | 文京区   | 北区   | 練馬区  |     |     |      |       |     |      |     |       |      |
| 西新井窓口センター管内 | 足立区  |      |       |      |      |     |     |      |       |     |      |     |       |      |
| 新宿窓口センター管内  | 新宿区  | 中野区  | 杉並区   | 渋谷区  | 世田谷区 | 目黒区 | 三鷹市 | 小金井市 | 武蔵野市  |     |      |     |       |      |
| 府中窓口センター管内  | 府中市  | 調布市  | 狛江市   | 八王子市 | 多摩市  | 稲城市 |     |      |       |     |      |     |       |      |
| 町田窓口センター管内  | 町田市  |      |       |      |      |     |     |      |       |     |      |     |       |      |
| 立川窓口センター管内  | 立川市  | 国分寺市 | 国立市   | 福生市  | 羽村市  | 昭島市 | 青梅市 | 東大和市 | 武蔵村山市 | 瑞穂町 | 八王子市 | 日野市 | あきる野市 | 奥多摩町 |
| 小平窓口センター管内  | 小平市  | 西東京市 | 東久留米市 | 東村山市 | 清瀬市  |     |     |      |       |     |      |     |       |      |

※3 「台東区」「荒川区」などの「行政区」に○印をつけてください。  
※4 八王子市を申し込まれる方は、「府中窓口センター管内」と「立川窓口センター管内」両方の「八王子市」に○印をつけてください。  
(注)この申込書に記載のある個人に関する情報については、工事店業務に必要な場合のみに使用します。

廃棄物業種 1枚目

《記入例》

《追加申込書 別紙1》

| 産業廃棄物処理業許可一覧 |          |        |                      |                      |            |        |      |      |      |          | 産業廃棄物処理業許可 |  |
|--------------|----------|--------|----------------------|----------------------|------------|--------|------|------|------|----------|------------|--|
| 種別           | 許可自治体    |        | 許可番号                 | 許可品目                 |            |        |      |      |      | 許可年月日    | 許可の有効期限    |  |
| 収集運搬         | 東京       | 都<br>県 | 第00-00-000000号       | 汚泥                   | 廃プラスチック類   | 紙くず    | 木くず  | 繊維くず | 金属くず | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日  |  |
|              |          |        | ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず | がれき類                 | その他(許可証参照) |        |      |      |      |          |            |  |
|              | 埼玉       | 都<br>県 | 第000000000000号       | 汚泥                   | 廃プラスチック類   | 紙くず    | 木くず  | 繊維くず | 金属くず | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日  |  |
|              |          |        | ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず | がれき類                 | その他(許可証参照) |        |      |      |      |          |            |  |
|              | 都<br>県   |        | 汚泥                   | 廃プラスチック類             | 紙くず        | 木くず    | 繊維くず | 金属くず |      |          |            |  |
|              |          | 都<br>県 |                      | ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず | がれき類       | その他( ) |      |      |      |          |            |  |
| 中間処理         | 東京       | 都<br>県 | 第00-00-000000号       | 汚泥                   | 廃プラスチック類   | 紙くず    | 木くず  | 繊維くず | 金属くず | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日  |  |
|              |          |        | ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず | がれき類                 | その他(許可証参照) |        |      |      |      |          |            |  |
|              | 埼玉       | 都<br>県 | 第000000000000号       | 汚泥                   | 廃プラスチック類   | 紙くず    | 木くず  | 繊維くず | 金属くず | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日  |  |
|              |          |        | ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず | がれき類                 | その他(許可証参照) |        |      |      |      |          |            |  |
|              |          | 都<br>県 |                      | 汚泥                   | 廃プラスチック類   | 紙くず    | 木くず  | 繊維くず | 金属くず |          |            |  |
|              |          |        | 都<br>県               | ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず | がれき類       | その他( ) |      |      |      |          |            |  |
|              |          | 都<br>県 |                      | 汚泥                   | 廃プラスチック類   | 紙くず    | 木くず  | 繊維くず | 金属くず |          |            |  |
|              |          |        | 都<br>県               | ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず | がれき類       | その他( ) |      |      |      |          |            |  |
| 推薦業者         | 推薦業者名    |        | 所在地                  | 許可品目                 |            |        |      |      |      | 許可年月日    | 許可の有効期限    |  |
|              | 株式会社〇〇〇〇 |        | 渋谷区神宮前〇-〇-〇          | 汚泥                   | 廃プラスチック類   | 紙くず    | 木くず  | 繊維くず | 金属くず | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日  |  |
|              |          |        | ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず | がれき類                 | その他(許可証参照) |        |      |      |      |          |            |  |
|              |          |        |                      | 汚泥                   | 廃プラスチック類   | 紙くず    | 木くず  | 繊維くず | 金属くず |          |            |  |
|              |          |        |                      | ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず | がれき類       | その他( ) |      |      |      |          |            |  |
|              |          |        |                      | 汚泥                   | 廃プラスチック類   | 紙くず    | 木くず  | 繊維くず | 金属くず |          |            |  |
|              |          |        |                      | ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず | がれき類       | その他( ) |      |      |      |          |            |  |
|              |          |        |                      | 汚泥                   | 廃プラスチック類   | 紙くず    | 木くず  | 繊維くず | 金属くず |          |            |  |
|              |          |        | ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず | がれき類                 | その他( )     |        |      |      |      |          |            |  |
|              |          |        | 汚泥                   | 廃プラスチック類             | 紙くず        | 木くず    | 繊維くず | 金属くず |      |          |            |  |
|              |          |        | ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず | がれき類                 | その他( )     |        |      |      |      |          |            |  |

※欄が足りない場合には、申込書に『別紙』と記載し、別紙(書式は自由です)に上記内容を記載してください。  
※許可品目に○印をつけてください。

所持している自治体・許可番号・許可年月日・許可の有効期限を記載してください。その他欄に許可品目が入らない場合は、『許可証参照』と記入の上、許可証に蛍光ペンで印をつけてください。所持している自治体・許可番号・許可年月日・許可の有効期限は、『許可証参照』と記入の上、許可証に蛍光ペンで印をつけてください。許可年月日・許可の有効期限は、「2024/2/1」の形式で入力すれば、和暦の日付(R6.2.1)に変換されます。

中間処理業許可を所持している場合は、所持している自治体・許可番号・許可年月日・許可の有効期限を記載してください。その他欄に許可品目が入らない場合は、『許可証参照』と記入の上、許可証に蛍光ペンで印をつけてください。許可年月日・許可の有効期限は、「2024/2/1」の形式で入力すれば、和暦の日付(R6.2.1)に変換されます。

《記入例》

《追加申込書 別紙2》

| 一般廃棄物処理業許可一覧(種別:収集運搬) |       |      |           | 一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 |      |      |         |
|-----------------------|-------|------|-----------|---------------------|------|------|---------|
| 許可自治体                 | 許可番号  | 許可品目 | 許可の有効期限   | 許可自治体               | 許可番号 | 許可品目 | 許可の有効期限 |
| 新宿 <span>区市</span>    | 第〇〇〇号 | 普通ごみ | 令和9年3月31日 | 区市                  |      |      |         |
| 杉並 <span>区市</span>    | 第〇〇〇号 | 普通ごみ | 令和9年3月31日 | 区市                  |      |      |         |
| 渋谷 <span>区市</span>    | 第〇〇〇号 | 普通ごみ | 令和9年3月31日 | 区市                  |      |      |         |
| 品川 <span>区市</span>    | 第〇〇〇号 | 普通ごみ | 令和9年3月31日 | 区市                  |      |      |         |
| 新宿 <span>区市</span>    | 第〇〇〇号 | 普通ごみ | 令和9年3月31日 | 区市                  |      |      |         |
| 区市                    |       |      |           | 区市                  |      |      |         |
| 区市                    |       |      |           | 区市                  |      |      |         |
| 区市                    |       |      |           | 区市                  |      |      |         |
| 区市                    |       |      |           | 区市                  |      |      |         |
| 区市                    |       |      |           | 区市                  |      |      |         |
| 区市                    |       |      |           | 区市                  |      |      |         |
| 区市                    |       |      |           | 区市                  |      |      |         |
| 区市                    |       |      |           | 区市                  |      |      |         |
| 区市                    |       |      |           | 区市                  |      |      |         |

※欄が足りない場合には、申込書に『別紙』と記載し、別紙(書式は自由です)に上記内容を記載してください。

所持している自治体・許可番号・許可品目・許可の有効期限を記載してください。申し込み地域に記載した自治体の許可は必ず記入してください。許可の有効期限は、「2025/10/1」の形式で入力すれば、和暦の日付(R7.10.1)に変換されます。